

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

平成30年9月28日

### 【発行者の名称】

株式会社はかた匠工芸  
(HAKATA TAKUMI KOUGEI Inc.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藤永 新一

### 【本店の所在の場所】

福岡県大野城市仲畑二丁目12番40号

### 【電話番号】

(092)581-7232 (代表)

### 【事務連絡者氏名】

取締役 管理部長 今里 恵子

### 【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

### 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

### 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

### 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

### 【電話番号】

(03)3666-2101

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 【公表されるホームページのアドレス】

株式会社はかた匠工芸  
<http://takumikougei.jp>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、

投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 (中間)	第12期 (中間)	第13期 (中間)	第11期	第12期
会計期間	自 平成28年 1月1日 至 平成28年 6月30日	自 平成29年 1月1日 至 平成29年 6月30日	自 平成30年 1月1日 至 平成30年 6月30日	自 平成28年 1月1日 至 平成28年 12月31日	自 平成29年 1月1日 至 平成29年 12月31日
売上高 (千円)	323,734	589,955	659,554	878,936	1,241,294
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△13,452	1,928	△4,467	3,740	5,630
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	△13,907	1,403	△4,921	△11,026	3,854
資本金 (千円)	108,850	108,850	127,570	108,850	108,850
発行済株式総数 (株)	517,700	517,700	553,700	517,700	517,700
純資産額 (千円)	△47,319	△43,035	△26,785	△44,438	△40,584
総資産額 (千円)	254,476	287,482	311,713	243,612	304,408
1株当たり純資産額 (円)	△103.45	△95.18	△59.64	△97.89	△90.44
1株当たり中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失金額(△) (円)	△26.86	2.71	△9.50	△21.30	7.45
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	2.68	—	—	7.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△21.0	△17.1	△10.6	△20.8	△15.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	191.88	—	—	69.80
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,873	23,800	18,491	△16,311	24,786
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△560	△250	△63	△4,157
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19,500	△1,834	7,069	△16,000	7,191
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	17,223	30,628	62,353	9,222	37,043
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	17 (3)	20 (3)	25 (3)	17 (3)	24 (3)

- (注)
1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  3. 第11期中間会計期間、第11期及び第13期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
  4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
  5. 自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。
  6. 第11期中間会計期間、第11期及び第13期中間会計期間の株価収益率については、中間（当期）純損失を計上しているため記載しておりません。
  7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトのみ）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成30年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25 (3)	46.3	3.9	2,608

セグメントの名称	従業員数(名)
レディース和装事業	22 (1)
男きもの事業	1 (1)
全社(共通)	2 (1)
合計	25 (3)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトのみ)は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は景気の回復基調が持続するなか、人手不足を背景に雇用環境も改善傾向が持続し、賃金上昇ペースの加速で個人消費は持ち直しが続いております。

このような中、当社の主力商品である博多織は製法の伝来から777周年の節目の年を迎え、当社の加入する博多織工業組合では様々なイベント・企画を通し、博多織の認知度向上と売上アップを目指しております。また当社の手織り袋帯「弥右衛門間道」は第62回新作博多織展（主催：福岡市）で最高賞となる「内閣総理大臣賞」を受賞、英国のヴィクトリア・アンド・アルバート博物館へ博多織で製作した屏風を寄贈するなど、技術力が認められ、ブランド力向上にも繋がりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

##### <レディース和装事業>

レディース和装事業につきましては、日本和装ホールディングス株式会社の新・きもの着付け教室の販売会や大規模イベントへの出展、主力製品の継続投入により受注額の増加に繋がりましたが、販売経費の負担増もあり、売上高は629,255千円（前年同期比12.3%増）、セグメント利益は698千円（前年同期比91.3%減）となりました。

##### <男きもの事業>

男きもの専門店SAMURAIの男きもの事業は銀座本店・京都店の店舗販売のみならず、新規顧客獲得を目的に店外催事にも注力してまいりましたが、計画通りに推移せず、売上高は30,298千円（前年同期比3.1%増）、セグメント損失は3,466千円（前年同期はセグメント損失4,355千円）となりました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は659,554千円（前年同期比11.8%増）、営業損失は2,768千円（前年同期は営業利益3,712千円）、経常損失は4,467千円（前年同期は経常利益1,928千円）、中間純損失は、4,921千円（前年同期は中間純利益1,403千円）となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ、25,310千円増加し、62,353千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は18,491千円となりました。これは税引前中間純損失4,467千円、売上債権の減少額10,805千円、たな卸資産の減少額9,785千円、前受金の増加額6,029千円等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は250千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出250千円等によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は7,069千円となりました。これは株式の発行による収入18,720千円、長期借入金の返済による支出11,460千円等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	前年同期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	45,012	114.9
男きもの事業 (千円)	269	85.3
合計	45,281	114.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 商品仕入実績

当中間会計期間の商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	前年同期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	100,462	99.2
男きもの事業 (千円)	9,379	69.9
合計	109,842	95.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注状況

当中間会計期間の受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	前年同期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	620,742	98.0
男きもの事業 (千円)	34,986	97.2
合計	655,728	98.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	前年同期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	629,255	112.3
男きもの事業 (千円)	30,298	103.1
合計	659,554	111.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

なお、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象として継続企業の前提に関するリスクがあります。

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

#### (1) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券(株)を平成 25 年 8 月 25 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 25 年 8 月 26 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当社は債務超過の状態となっておりますが、フィリップ証券(株)からは債務超過ではあるものの、足元の資金繰り、取引金融機関との関係、営業の状況、及び経費削減の状況を勘案し総合的に判断した結果、無催告解除を行わない旨の報告を受けております。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### (1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合



当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## (2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

## (3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

## (5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社においては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### (6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### (7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### (8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### (9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

#### (10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### (11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

#### (12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### (13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### (14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

#### (15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれがある

大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

#### (16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### (17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

#### (18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

#### <J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

## (2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当中間会計期間において、中間純損失4,921千円を計上した結果、前事業年度に引き続き、債務超過の状態となっており、その額は26,785千円であります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、当該状況を早期に解消又は改善すべく対応策に取り組んでおりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、継続企業の前提に関する事項及びその対応策に関しましては、「7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析（5）継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、日常業務の延長として新規事業、新製品の開発に取り組んでおります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べ7,740千円増加し、242,117千円となりました。これは主に現金及び預金が25,310千円増加、売掛金の減少10,805千円及びたな卸資産が9,785千円減少したこと等によるものであります。

#### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末と比べ435千円減少し、69,595千円となりました。これは主に工具、器具及び備品の取得により250千円増加、減価償却により536千円減少したこと等によるものであります。

#### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べ5,165千円増加し、252,086千円となりました。これは主に前受金が6,029千円増加したこと等によるものであります。

#### (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末と比べ11,658千円減少し、86,413千円となりました。これは長期借入金が11,460千円減少したこと等によるものであります。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ13,798千円増加し、△26,785千円となりました。これは資本金が18,720千円増加、当中間会計期間の中間純損失により4,921千円減少したこと等によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」をご覧ください。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状

況」をご覧ください。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

「4 事業等のリスク」に記載しておりますように、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく業績の改善と財務体質強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

①新たな販路拡大と高付加価値商品の開発

当社は既存市場であるレディース和装市場での受注拡大に取り組む一方で、新たな販路の拡大として、国内外での生地卸を予定しております。日本の伝統的な柄を織り込んだ新規格の生地や国内外の画家とのコラボレーション作品等を海外での勤務経験のある人材に営業業務を委託しており、国内外の販路開拓に努めてまいります。

新規格の生地で作成した屏風を英国の国立博物館へ寄贈するなど、海外でも当社の技術が認められつつあります。

これまでの卸先の販売会での実績が認められ、新規卸先、受注も増えております。卸先に高評価を得ている製品については、卸先の企画による受託製造も始めており、今後は卸先の新規開拓だけでなく、卸先に合わせた製品の開発・生産の受託製造や提案にも取り組んでまいります。

工数が少なく、オールシーズン着用可能な帯の継続製品を適時投入し、ブランドイメージの向上・受注拡大に寄与しております。他産地の着物・帯に博多織の伝統的な柄を配したコラボレーション製品の企画も好評を博しており、自社製品のブランド力増強と販売促進に繋がっております。さらに後続の商品開発に取り組んでおります。

今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の増加に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益性の向上に努めてまいります。

②男きもの事業の確立

当社は平成26年4月より男きもの販売を開始しており、男きもの事業の確立を目指します。当事業年度も引き続き各種媒体への衣装提供を行うことで男きもの認知度を高め、SNSを利用し、ホームページへの誘導や男きもの着付け教室の生徒獲得に努めてまいります。男きもの事業をグループ戦略と捉え、親会社の既存施設を使った定期的な販売会を開催し、男きものへの潜在的な需要の掘り起しにも注力いたします。

店舗では「月オシ」商品を打ち出し、既存顧客の維持と再来店率の向上にも努めてまいります。これまで、低価格高品質の商品を中心に商品の開発を進めておりましたが、既存顧客のニーズ、高価格帯を望まれる顧客のニーズにも対応できる商品の開発にも取り組み、定期的に店内催事を行うことで収益性の向上に努めてまいります。またセット商品の商品内容を変更し、価格改定を行い、利益率の改善にも努めてまいります。中長期的に男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

③資金繰り

事業目標に応じた効果的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。取引形態の見直しにより、消化仕入の割合を増やすことで在庫水準を削減し、資金繰りの改善にも取り組みます。国内外での新規顧客開拓、設備入れ替えに必要な資金調達について、取引金融機関と協議を続けております。また財務体質の強化・新たな成長戦略の推進を目的に第三者割当増資を行い、資金調達をいたしました。今後も増資を計画しており、引き続き財務体質のさらなる強化に取り組んでまいります。

④コスト削減

生産面では、織機配置・人員配置を適宜見直し、生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、工数の少ない高付加価値商品を企画・製造することで製品単位当たりのコスト削減に取り組んでおります。また、工数の多い一部製造品を外注することで、人件費を削減しております。製品化できない生地の二次加工にも取り組み、一層の製造原価の低減に取り組めます。

管理面では、商品の管理拠点を福岡本社から京都事業所に移設したことにより、お客様への納期短縮、運賃の削減、商品の配送期間の短縮に取り組み、各種販売会へ相応しい商品を提供することで収益性の向上に努めてまいります。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【主要な設備の状況】

主要な設備に重要な異動はありません。

##### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	公表日現在発行数(株) (平成30年9月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,446,300	553,700	563,300	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,000,000	1,446,300	553,700	563,300	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年11月12日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成30年6月30日)	公表日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	12,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	12,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年12月1日 至平成30年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割 当を受けた新株予約権者 において、これを行使する ことを要する。 ②新株予約権発行時において 当社の取締役及び従業員で あった者は、新株予約権行 使時においても、当社の取 締役及び従業員であることを 要する。ただし、任期満 了による退任、定年退職そ の他正当な理由がある場合 はこの限りではない。 ③新株予約権の相続人による 新株予約権の権利行使は認 めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注)1, 2	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}} \times \text{1株当たり払込金額}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができます。



(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年6月29日 (注) 1	36,000	553,700	18,720	127,570	—	—

(注) 1. 有償第三者割当 36,000株

発行価格 520円

資本組入額 520円

主な割当先 京商株式会社、他4社、個人5名

2. 平成30年9月28日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が9,600株、資本金が4,992千円増加しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成30年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本和装ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	399,800	72.20
京商 株式会社	京都府京都市下京区五条通烏丸東入 松屋町413番地	20,000	3.61
となみ織物 株式会社	京都府京都市上京区寺ノ内通堀川西入 東西町405番地	15,000	2.70
木村実業株式会社	京都府京都市下京区室町通仏光寺下ル 山王町546番地の1	15,000	2.70
長嶋 正晃	京都府京都市北区	15,000	2.70
外市 株式会社	京都府京都市下京区四条通烏丸東入 長刀鉾町27番地	12,000	2.16
酒井 茂	福岡県福岡市早良区	11,000	1.98
株式会社 井上	愛知県名古屋市中区錦二丁目14番6号	10,000	1.80
成田 株式会社	京都府京都市下京区高辻通西洞院西入 永養寺町249番地	10,000	1.80
株式会社 青柳	新潟県十日町市栄町26番6号	10,000	1.80
大島紬美術館 株式会社	大阪府池田市畑五丁目7番8号	10,000	1.80
株式会社羽衣マネキン	大阪府大阪市西区南堀江四丁目1番1号	10,000	1.80
計	—	537,800	97.12

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 553,700	5,537	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	553,700	—	—
総株主の議決権	—	5,537	—

### ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 平成30年1月、2月、3月、4月、5月、6月については売買実績がありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

### ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当中間会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,043	62,353
売掛金	15,314	4,508
たな卸資産	157,650	147,864
その他	24,370	27,391
流動資産合計	234,377	242,117
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	239	209
機械及び装置（純額）	2,849	2,613
工具、器具及び備品（純額）	683	798
土地	※1 63,762	※1 63,762
有形固定資産合計	※2 67,534	※2 67,383
無形固定資産	269	134
投資その他の資産		
長期貸付金	2,947	2,947
その他	2,226	2,077
貸倒引当金	△2,947	△2,947
投資その他の資産合計	2,226	2,077
固定資産合計	70,030	69,595
資産合計	304,408	311,713

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当中間会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,884	17,452
短期借入金	130,000	130,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 22,920	※1 22,920
リース債務	385	392
未払法人税等	2,002	1,028
未払金	11,922	17,766
未払費用	8,862	8,611
前受金	41,766	47,796
その他	※3 8,177	※3 6,119
流動負債合計	246,921	252,086
固定負債		
長期借入金	※1 95,748	※1 84,288
リース債務	2,323	2,125
固定負債合計	98,071	86,413
負債合計	344,992	338,499
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,850	127,570
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△155,671	△160,593
利益剰余金合計	△155,671	△160,593
株主資本合計	△46,821	△33,023
新株予約権	6,237	6,237
純資産合計	△40,584	△26,785
負債純資産合計	304,408	311,713

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月 30日)		(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)	
売上高	589,955		659,554	
売上原価	213,393		249,661	
売上総利益	376,562		409,892	
販売費及び一般管理費	372,849		412,661	
営業利益又は営業損失(△)	3,712		△2,768	
営業外収益				
受取利息	0		0	
受取保険金	—		346	
その他	74		42	
営業外収益合計	74		389	
営業外費用				
支払利息	1,518		1,574	
売上割引	338		512	
その他	1		—	
営業外費用合計	1,858		2,087	
経常利益又は経常損失(△)	1,928		△4,467	
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	1,928		△4,467	
法人税、住民税及び事業税	525		454	
法人税等合計	525		454	
中間純利益又は中間純損失(△)	1,403		△4,921	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他利 益剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	108,850	△159,526	△159,526	△50,676	6,237	△44,438
当中間期変動額						
中間純利益		1,403	1,403	1,403		1,403
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	—
当中間期変動額合計	—	1,403	1,403	1,403	—	1,403
当中間期末残高	108,850	△158,122	△158,122	△49,272	6,237	△43,035

当中間会計期間（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他利 益剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	108,850	△155,671	△155,671	△46,821	6,237	△40,584
当中間期変動額						
新株の発行	18,720			18,720		18,720
中間純損失（△）		△4,921	△4,921	△4,921		△4,921
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	—
当中間期変動額合計	18,720	△4,921	△4,921	13,798	—	13,798
当中間期末残高	127,570	△160,593	△160,593	△33,023	6,237	△26,785



## ④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	1,928	△4,467
減価償却費	232	536
受取利息	△0	△0
受取保険金	—	△346
支払利息	1,518	1,574
売上債権の増減額(△は増加)	3,442	10,805
たな卸資産の増減額(△は増加)	△14,229	9,785
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△7,978	△3,619
仕入債務の増減額(△は減少)	3,227	△3,431
前受金の増減額(△は減少)	34,073	6,029
その他の流動負債の増減額(△は減少)	3,794	5,843
その他	399	△1,551
小計	26,410	21,157
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△1,518	△1,584
保険金の受取額	—	346
法人税等の支払額	△1,091	△1,428
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,800	18,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△360	△250
その他	△200	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△560	△250
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△19,000	—
長期借入れによる収入	30,000	—
長期借入金の返済による支出	△12,760	△11,460
株式の発行による収入	—	18,720
リース債務の返済による支出	△74	△190
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,834	7,069
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	21,405	25,310
現金及び現金同等物の期首残高	9,222	37,043
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 30,628	※ 62,353

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社は、当中間会計期間において中間純損失 4,921 千円を計上した結果、前事業年度に引き続き、当中間会計期間末において債務超過の状況となっており、その額は 26,785 千円であります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、業績の改善と財務体質強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

### ①新たな販路拡大と高付加価値商品の開発

当社は既存市場であるレディース和装市場での受注拡大に取り組む一方で、新たな販路の拡大として、国内外での生地卸を予定しております。日本の伝統的な柄を織り込んだ新規格の生地や国内外の画家とのコラボレーション作品等を海外での勤務経験のある人材に営業業務を委託しており、国内外の販路開拓に努めてまいります。

新規格の生地で作成した屏風を英国の国立博物館へ寄贈するなど、海外でも当社の技術が認められつつあります。

これまでの卸先の販売会での実績が認められ、新規卸先、受注も増えております。卸先に高評価を得ている製品については、卸先の企画による受託製造も始めており、今後は卸先の新規開拓だけでなく、卸先に合わせた製品の開発・生産の受託製造や提案にも取り組んでまいります。

工数が少なく、オールシーズン着用可能な帯の継続製品を適時投入し、ブランドイメージの向上・受注拡大に寄与しております。他産地の着物・帯に博多織の伝統的な柄を配したコラボレーション製品の企画も好評を博しており、自社製品のブランド力増強と販売促進に繋がっております。さらに後続の商品開発に取り組んでおります。

今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の増加に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益性の向上に努めてまいります。

### ②男きもの事業の確立

当社は平成 26 年 4 月より男きもの販売を開始しており、男きもの事業の確立を目指します。当事業年度も引き続き各種媒体への衣装提供を行うことで男きもの認知度を高め、SNS を利用し、ホームページへの誘導や男きもの着付け教室の生徒獲得に努めてまいります。男きもの事業をグループ戦略と捉え、親会社の既存施設を使った定期的な販売会を開催し、男きものへの潜在的な需要の掘り起しにも注力いたします。

店舗では「月オン」商品を打ち出し、既存顧客の維持と再来店率の向上にも努めてまいります。これまで、低価格高品質の商品を中心に商品の開発を進めておりましたが、既存顧客のニーズ、高価格帯を望まれる顧客のニーズにも対応できる商品の開発にも取り組み、定期的に店内催事を行うことで収益性の向上に努めてまいります。またセット商品の商品内容を変更し、価格改定を行い、利益率の改善にも努めてまいります。中長期的に男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

### ③資金繰り

事業目標に応じた効果的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。取引形態の見直しにより、消化仕入の割合を増やすことで在庫水準を削減し、資金繰りの改善にも取り組みます。国内外での新規顧客開拓、設備入れ替えに必要な資金調達について、取引金融機関と協議を続けております。また財務体質の強化・新たな成長戦略の推進を目的に第三者割当増資を行い、資金調達をいたしました。今後も増資を計画しており、引き続き財務体質のさらなる強化に取り組んでまいります。

### ④コスト削減

生産面では、織機配置・人員配置を適宜見直し、生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、工数の少ない高付加価値商品を企画・製造することで製品単位当たりのコスト削減に取り組んでおります。また、工数の多い一部製造品を外注することで、人件費を削減しております。製品化できない生地の二次加工にも取り組み、一層の製造原価の低減に取り組めます。

管理面では、商品の管理拠点を福岡本社から京都事業所に移設したことにより、お客様への納期短縮、運賃の削減、商品の配送期間の短縮に取り組み、各種販売会へ相応しい商品を提供することで収益性の向上に努めてまいります。

また、経費の掛かる販売会への参加を控える等、販売会1回当たりの経費削減に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策をとっても業績改善については今後の市況等の変化により計画どおりに推進できず、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。従って、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものとして認識しております。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	個別法による原価法
製品及び仕掛品	移動平均法による原価法
原 材 料	最終仕入原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15 年
機 械 及 び 装 置	8 年
工具、器具及び備品	6～7 年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5 年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当中間会計期間 (平成30年6月30日)
土地	63,762千円	63,762千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当中間会計期間 (平成30年6月30日)
一年内返済予定の長期借入金	13,008千円	13,008千円
長期借入金	55,204千円	48,700千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当中間会計期間 (平成30年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,068千円	1,469千円

※3 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
有形固定資産	98千円	401千円
無形固定資産	134千円	134千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期 間増加株式数 (株)	当中間会計期 間減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	517,700	-	-	517,700
合計	517,700	-	-	517,700

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,237
合計		—	—	—	—	—	6,237

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成30年1月1日至平成30年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	517,700	36,000	—	553,700
合計	517,700	36,000	—	553,700

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加36,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,237
合計		—	—	—	—	—	6,237

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当中間会計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	30,628千円	62,353千円
現金及び現金同等物	30,628千円	62,353千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引  
(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

製織機(機械及び装置)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年12月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	37,043	37,043	—
(2) 売掛金	15,314	15,314	—
資産計	52,357	52,357	—
(1) 買掛金	20,884	20,884	—
(2) 未払金	11,922	11,922	—
(3) 前受金	41,766	41,766	—
(4) 未払法人税等	2,002	2,002	—
(5) 短期借入金	130,000	130,000	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	118,668	118,668	—
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	2,708	2,717	9
負債計	327,952	327,961	9

当中間会計期間（平成30年6月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	62,353	62,353	—
(2) 売掛金	4,508	4,508	—
資産計	66,862	66,862	—
(1) 買掛金	17,452	17,452	—
(2) 未払金	17,766	17,766	—
(3) 前受金	47,796	47,796	—
(4) 未払法人税等	1,028	1,028	—
(5) 短期借入金	130,000	130,000	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	107,208	107,208	—
(7) リース債務（1年内返済予定を含む）	2,517	2,524	6
負債計	323,768	323,775	6



(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金、(4) 未払法人税等、(5) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

(7) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の種類別に「レディース和装事業」及び「男きもの事業」の2つを報告セグメントとしております。

「レディース和装事業」は主に、女性向けの帯・着物の製造、仕入及び販売をしております。「男きもの事業」は主に、男性向けの帯・着物の製造、仕入及び販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	レディース和装事業	男きもの事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	560,578	29,377	589,955	—	589,955
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	560,578	29,377	589,955	—	589,955
セグメント利益又は損失(△)	8,067	△4,355	3,712	—	3,712
セグメント資産	136,214	50,123	186,337	101,144	287,482
その他の項目					
減価償却費	93	—	93	139	232
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,938	—	2,938	160	3,098

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない本社土地等の全社資産であります。

当中間会計期間（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	合計
	レディース和装事業	男きもの事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	629,255	30,298	659,554	—	659,554
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	629,255	30,298	659,554	—	659,554
セグメント利益又は損失(△)	698	△3,466	△2,768	—	△2,768
セグメント資産	139,235	43,777	183,013	128,699	311,713
その他の項目					
減価償却費	315	—	315	220	536
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	—	250	250

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない本社土地等の全社資産であります。

## 【関連情報】

前中間会計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）及び当中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当中間会計期間 (平成30年6月30日)
1株当たり純資産額	△90円44銭	△59円64銭

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	当中間会計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり 中間純損失金額(△)	2円71銭	△9円50銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額(△)(千円)	1,403	△4,921
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は 中間純損失金額(△)(千円)	1,403	△4,921
期中平均株式数(株)	517,700	518,097
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	2円68銭	—
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	6,187	—
(うち新株予約権)(株)	(6,187)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株の発行)

平成30年9月3日開催の取締役会において、第三者割当により新株を発行することを決議いたしました。

1. 募集方法	第三者割当
2. 発行する株式の種類及び数	普通株式 9,600株
3. 発行価格	1株につき 520円
4. 発行価格の総額	4,992千円
5. 資本組入額	1株につき 520円
6. 資本組入額の総額	4,992千円
7. 払込期日	平成30年9月28日
8. 割当先及び割当株式数	ダイリン株式会社 2,000株 有田昇造 2,000株 滋賀浩晃 2,000株 株式会社フジマサ 1,000株 江藤近 1,000株 小山栄太郎 1,000株 加藤直史 400株 有限会社木下染色工場 200株
9. 資金の使途	財務体質の強化、新たな成長戦略への事業資金として充当

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年9月27日

株式会社はかた匠工芸

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只 隈 洋 一 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 和 (印)

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はかた匠工芸の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社はかた匠工芸の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当中間会計期間において中間純損失を計上した結果、前事業年度に引き続き、当中間会計期間末において債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上